

平成 30 年度当初予算要求における障がい児・者福祉施策関係の主な事業

No	課所名	ページ番号
1	障がい福祉課	1
2	子ども発達支援課	17
3	スポーツ課	22
4	特別支援教育課	26

1 障がい福祉課

1. 重度障がい児者支援事業

- (1) 平成 30 年度当初予算額：29,071 千円 (2,785 千円減)
- (2) 平成 29 年度当初予算額：31,856 千円
- (3) 事業の概要

重症心身障がい児者等がより地域で生活しやすくするため、日中活動の場における支援の充実、住まいの場（ショートステイ含む）の充実を図る。

ア. 重度障がい児者日中支援事業

生活介護事業所・放課後デイ事業所において重症心身障がい児者等の日中支援を行う社会福祉法人等に対し、運営費を助成。

イ. 重度障がい児者短期入所利用支援事業

短期入所事業所において重症心身障がい児者等の短期入所による支援を行う社会福祉法人等に対し、運営費を助成。

ウ. 重度障がい児者利用施設基盤整備事業

重症心身障がい児者等を受け入れるために必要な施設の整備を行う社会福祉法人等に対して整備に必要な経費を助成。

2. 障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業

- (1) 平成 30 年度当初予算額：12,529 千円 (6,091 千円増)
- (2) 平成 29 年度当初予算額：6,438 千円
- (3) 事業の概要

夜間世話人や生活支援員の配置に必要な経費を助成することにより、グループホーム等の設置の促進及び安全で質の高い運営を確保することで、障がい者の地域移行の促進を図る。（従前、「重度障がい児者支援事業」の細事業であった「重度障がい児者グループホーム夜間生活支援員配置事業」を本事業に統合。）

ア. 障がい者グループホーム夜間世話人配置事業補助金

グループホームにおいて夜間支援体制を確保するために必要な経費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を助成する。

イ. 重度障がい児者グループホーム夜間生活支援員配置事業

グループホームにおいて重症心身障がい児者等を支援する生活支援員を配置する事業者に対し、1：1 相当の配置に必要な人件費から事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を助成する。

3. 鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業

(1) 平成 30 年度当初予算額 : 8,143 千円 (1,471 千円増)

(2) 平成 29 年度当初予算額 : 6,672 千円

(3) 事業の概要

障がい児施設等において強度行動障がい者が待機している状況を早期に解消すること及び保護者の負担、不安を軽減すること並びに手厚い支援体制により行動障がいの軽減を図り、グループホーム等への地域移行の流れを作ること及び重度の強度行動障がい者への支援を行うことのできる社会福祉法人等の裾野を増やすことを目的として、障害者支援施設等で新たに強度行動障がい者の支援を行う社会福祉法人等に対し、1 : 1 相当の配置に係る人件費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を助成する。

4. 腎臓病患者サポート事業

(1) 平成 30 年度当初予算額 : 328 千円 (1 千円増)

(2) 平成 29 年度当初予算額 : 327 千円

(3) 事業の概要

腎臓病に関して生活、制度、医療の面で豊富な知識と見識がある相談員を、県内各圏域に一人ずつ設置し、それぞれの圏域で月 2 回程度の相談会を開催する。

5. 親亡き後の安心サポート体制構築事業

(1) 平成 30 年度当初予算額 : 3,511 千円 (253 千円減)

(2) 平成 29 年度当初予算額 : 3,764 千円

(3) 事業の概要

ア. 安心サポートファイルの普及

コーディネーターを配置し、各市町村内で普及を図っていただく普及員養成のための説明会を開催したり、障がい者の保護者、医療機関や学校などの関係機関に周知する取組を行う。

イ. 親亡き後に備えて必要とされる支援についての検討

「親亡き後」の問題に対応するにあたって、検討会を設置して障がい者の保護者の意見やニーズを把握し、具体的にどのような支援が必要とされているのか、調査研究する。

6. 鳥取県障がい児者自発的活動支援事業

(1) 平成 30 年度当初予算額 : 1,000 千円 (1,000 千円減)

(2) 平成 29 年度当初予算額 : 2,000 千円

(3) 事業の概要

在宅の障がい児者の福祉の増進又は社会参加を図る事業を行う県内の団体等に対し

て、その経費の一部を助成する。

ア. 自発的レク事業

補助事業者の構成員である在宅の障がい児者等の福祉の増進又は社会参加を図る事業を実施

イ. 地域づくり交流促進事業

補助事業者の構成員である在宅の障がい児者等と健常者の交流を図る事業を実施

7. 地域生活支援事業（高次脳機能障がい支援普及事業）

(1) 平成 30 年度当初予算額：4,662 千円（2,730 千円減）

(2) 平成 29 年度当初予算額：7,392 千円

(3) 事業の概要

ア. 高次脳機能障がい者支援事業費

・医療法人十字会野島病院に高次脳機能障がい者支援拠点機関を設置し、相談コーディネーターを 1 名配置。医療・福祉の切れ目ない支援の強化と関係機関とのネットワークの充実、専門的な相談対応を実施

イ. 高次脳機能障がい支援連携強化事業

・市町村福祉担当課、障がい者相談支援事業所、医療関係者、福祉サービス事業所、高次脳機能障害家族会、相談支援コーディネーター等、高次脳機能障がいのある方の支援に関わる職員を対象に支援に関する事例研究発表・意見交換等を実施

8. 地域生活支援事業（障がい者社会参加促進事業）

(1) 平成 30 年度当初予算額：13,742 千円（1,383 千円減）

(2) 平成 29 年度当初予算額：15,125 千円

(3) 事業の概要

障がいのある方が社会の構成員として地域の中で生活が送れるよう、必要な社会参加促進のための施策を以下のとおり実施。

ア. 補助犬育成事業

補助犬を育成し貸与する。また、補助犬ユーザーに対して予防接種代を助成する。

イ. 障害者社会参加推進センター設置事業

障害者社会参加推進センターを設置し、相談、啓発、生活環境改善等の各種事業を行う。

ウ. 視覚障がい者移動支援従事者資質向上研修の旅費支給

視覚障がい者移動支援事業に従事している者の資質向上研修の受講者を選定し、受講者へ旅費を支給する。

エ. 知的障がい者レクリエーション教室開催事業

知的障がい者等が行う各種レクリエーションの開催に要する経費を補助する。

オ. 心の輪を広げる体験作文・障害者週間ポスター募集・表彰

内閣府と共催で、県内から心の輪を広げる体験作文及び障害者週間のポスターを募集し、優秀な作品は知事表彰を行う。

カ. 「よりよい暮らしのために」の購入

障がい者に関する必要な情報をまとめた冊子を購入し、障がい者手帳の交付時に市町村を通じて配布することにより、障がい者の社会参加の支援に役立てる。

キ. アルコール・薬物関連問題家族教室開催事業

アルコール・薬物関連問題で悩んでいる家族に対し、講義と話し合いの場を設ける。

ク. 精神障がい者地域移行サポート事業

地域移行後の精神障がい者を見守り、彼らが、地域で継続して社会生活を送ることができるよう手助けする「地域移行サポーター」を養成し、支援活動を行うボランティア組織を支援する。

ケ. 精神保健福祉普及啓発事業

精神障がい者に対する正しい知識の普及啓発等を図るため、「心の健康フォーラム」及び「こころの健康啓発イベント」を開催する。

9. 地域生活支援事業（障害者就業・生活支援事業）

(1) 平成30年度当初予算額：28,447千円（2,162千円減）

(2) 平成29年度当初予算額：30,609千円

(3) 事業の概要

就業と密接不可分である日常生活の安定を確立し、障がい者雇用の促進及び就業の安定を図るため、障害者就業・生活支援センターに生活支援員を1名ずつ配置し、センターに登録している障がい者に対して、日常生活や社会生活を営む上で必要な相談・支援を行うとともに、発達障がい者就労・生活支援員を1名ずつ配置（中部：0.5人役）し、近年増加傾向にある発達障がい者に重点を置いて、就労面や生活面で必要な相談・支援を行う。

また、特別支援学校の卒業生等働くことを希望する障がい者が、一般企業や就労継続支援事業所等、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に結び付くようコーディネートする「アセスメント（就労評価）・調整支援員」を西部圏域の障害者就業・生活支援センターに配置する。

10. 地域生活支援事業（生活訓練事業）

(1) 平成30年度当初予算額：4,215千円（23千円減）

(2) 平成29年度当初予算額：4,238千円

(3) 事業の概要

障がい者に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、その生活の質的

向上や社会参加の促進を図る。

ア. 視覚障がい者生活訓練事業

歩行、家事、点字、福祉機器・社会資源の活用方法、家庭生活（生活設計、育児等）等の講習会等を圏域ごとに開催する。

イ. 中途失明者生活訓練事業

失明による不安の除去のため、相談・ピアカウンセリング（障がい者の不安を取り除く面談）、歩行訓練、点字講習等を圏域ごとに実施する。

ウ. 聴覚障がい者日常生活訓練事業

聴覚障がいのある方に対して、コミュニケーションや社会生活、職業生活、家庭生活等に関する講習を開催する。

エ. オストメイト日常生活訓練事業

ストマ装着訓練やオストメイトに対する社会生活訓練を講習会等を通じて行う。

オ. 音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業

音声機能を喪失した者に、食道発声訓練等の訓練を行う。また、発声訓練の指導者を育成する。

カ. 在宅重度障がい者社会参加促進事業

筋ジストロフィーによる重度の障がい者の健康維持と生きがいを高めるため、医療相談・集団指導等を実施する。

キ. 日常生活訓練事業

身体障がい者を対象として、補装具装着訓練やその他日常生活上必要な事項について専門的指導等を行う。

1 1. 障がい者一般就労移行支援事業

(1) 平成 30 年度当初予算額：1,766 千円（438 千円減）

(2) 平成 29 年度当初予算額：2,204 千円

(3) 事業の概要

ア. 就労移行・定着支援セミナー開催事業

障がい者が円滑に職場に適用できるよう、障害福祉サービス事業所等の職員の資質向上を図るため、就労移行・定着支援セミナーを開催する。

イ. 実習受入謝金等の支給

障害福祉サービス事業所を利用する障がい者の職場実習の活性化を図ることを目的として、実習の受入企業に対して謝金を、実習受講者に対して奨励金を支給する。

ウ. 研修受入謝金等の支給

県内の就労移行支援事業所の職員が、県外の先進的な取組をしている就労移行支援事業所で研修派遣された場合の研修受入事業所に対して謝金を研修派遣事業所に旅費相当額を支給する。

1.2. 農福連携推進事業

- (1) 平成 30 年度当初予算額 : 9,023 千円 (1,353 千円減)
- (2) 平成 29 年度当初予算額 : 10,376 千円
- (3) 事業の概要
 - ア. 農家と就労系障害福祉サービス事業所の農作業受委託のマッチング
 - イ. 年間を通じて障害福祉サービス事業所に農作業を発注する農家グループに謝金を支給
 - ウ. 農作業の指導を受けるための農業支援員配置費用を補助

1.3. とっとりモデルの共同受注体制構築事業

- (1) 平成 30 年度当初予算額 : 20,490 千円 (2,208 千円増)
- (2) 平成 29 年度当初予算額 : 18,282 千円
- (3) 事業の概要
 - 平成 29 年度に策定した第 3 期工賃向上計画を踏まえ、ワークコーポとっとり (※) でのさらなる高工賃作業の提供や参加事業所の拡充を図るほか、ワークコーポとっとり を核とした中・西部での共同作業場の展開を図る。

※ワークコーポとっとり

単独の障害福祉サービス事業所では処理することができない企業等からの受託作業の大量受注案件を処理するため、複数の事業所が一緒になって作業を行う共同作業場として、平成 27 年に設置 (全国初)

- ア. 共同作業場の運営
- イ. (新) とっとり共同作業場強化
- ウ. (新) 共同作業場の実習にかかる奨励金

1.4. 鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業

- (1) 平成 30 年度当初要求額 : 6,870 千円 (1,459 千円減)
- (2) 平成 29 年度当初予算額 : 8,329 千円
- (3) 事業の概要
 - ア. 障害福祉サービス事業所運転設備資金融資制度
 - 就労系障害福祉サービス事業所の運転設備資金の無利子貸付制度の運用
 - イ. 障害福祉サービス事業所新商品開発支援補助金
 - 就労系障害福祉サービス事業所が新商品開発を行う場合の開発経費の助成
 - ウ. 障害福祉サービス事業所協働連携事業補助金

県内の就労系障害福祉サービス事業所と連携し、新商品等の開発を行うあいサポート企業への助成

エ. 障害福祉サービス事業所運転設備資金利子補填事業

アにより就労継続支援（A型・B型）事業所に運転設備資金の貸付を行う金融機関に、運転設備資金融資残額に基準金利を乗じて得た額（利子相当額）を助成

15. 障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業計画

（旧事業名：工賃向上環境強化事業）

（1）平成30年度当初予算額：26,613千円（5,800千円減）

（2）平成29年度当初予算額：32,413千円

（3）事業の概要

ア. 振興センターに事業コーディネーターを配置し、個々の事業所に合った支援を実施する。

イ. 共同作業場での施設外就労参加事業所のマッチング支援を実施する。

ウ. 共同受注窓口機能を充実させ、官公需・企業等からの受注及び事業所マッチングを効果的に進める。

エ. 日本財団モデル事業が中心となった工賃日本一ネットワーク協議会への運営支援を実施する。

16. あいサポート推進事業

（1）平成30年度当初予算額：14,025千円（1,618千円増）

（2）平成29年度当初予算額：12,407千円

（3）事業の概要

ア. あいサポート運動研修事業

- ・あいサポート運動を広く県民に浸透させるため、県内に広くネットワークを有する鳥取県社会福祉協議会にあいサポート研修事業等を委託して実施。

イ. あいサポート運動の更なる推進事業

- ・県民等への施策啓発広報及び他県連携の実施
- ・あいサポート企業・団体認定制度
- ・障害者週間における啓発
- ・あいサポート条例の普及啓発

ウ. 障害者差別解消法理解促進事業

- ・事業者等を対象として、障害者差別解消法について理解を深めていただくための研修会を県内3か所で開催する。
- ・地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとしての「障害者差別解消支援地域協議会」を円滑に実施するための経費。

エ. 障がい者差別解消に向けた相談・支援体制の整備

- ・民間事業者が実施する合理的配慮に必要となる経費を補助する。

オ. あいサポート大使活用事業

- ・あいサポート大使が県内の学校やあいサポート認定企業等に対し、これまでのあいサポート運動の活動報告などについて講演を行う。

17. 聴覚障がい者センター事業（聴覚障がい者意思疎通支援事業）

(1) 平成30年度当初予算額：22,333千円(1,912千円増)

(2) 平成29年度当初予算額：20,421千円

(3) 事業の概要

県内3箇所に設置した聴覚障がい者の総合的な拠点である鳥取県聴覚障がい者センターにおいて、聴覚障がい者の社会参加を推進するよう、多様な取組を行う。

ア. 字幕入り映像の貸出事業

字幕入り映像作品の貸出事業を実施する。

イ. 要約筆記者養成研修事業

要約筆記者養成研修・要約筆記者現任者研修の実施、要約筆記者指導者養成研修への派遣等を行うとともに、新たに、同指導者養成研修受講者から他の要約筆記者指導者に対し、受講内容の伝達研修を実施する。

ウ. 要約筆記者設置・派遣事業

主催者の依頼に基づき、講演会等に要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を行う。

18. 手話でコミュニケーション事業

(1) 平成30年度当初予算額：98,381千円(7,947千円増)

(2) 平成29年度当初予算額：90,884千円

(3) 事業の概要

平成25年10月に成立した鳥取県手話言語条例に基づき、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進め、ろう者の社会参加を推進するため、多様な取組を行う。

ア. 手話の普及

ミニ手話講座の開催、手話サークルへの補助、手話啓発イベントへの補助、聴覚障がい者福祉研修会への補助

イ. 手話を使いやすい環境整備

ICTを活用した遠隔手話通訳サービス・電話リレーサービス、音声文字変換システム、手話通訳者トレーナー、手話通訳者設置・派遣、手話通訳者養成研修等、手話通訳者指導

者養成研修への派遣、手話通訳者等の頸肩腕障がい対策、鳥取県手話施策推進協議会、とつとりの手話を創り、守り、伝える事業への補助、聴覚障がい者相談員設置事業、手話通訳者等派遣費の補助

19. 全国高校生手話パフォーマンス甲子園開催事業

- (1) 平成 30 年度当初予算額：27,023 千円(1,048 千円減)
- (2) 平成 29 年度当初予算額：28,071 千円
- (3) 事業の概要

若い世代である高校生をターゲットに、手話言語を使ったパフォーマンスを披露し発信する機会を提供することで、出演者や観客など、幅広い人たちに手話言語を身近に感じてもらうとともに、交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的に開催する。

20. 視覚障がい者情報支援事業

- (1) 平成 30 年度当初予算額：53,765 千円(16,425 千円増)
- (2) 平成 29 年度当初予算額：37,340 千円
- (3) 事業の概要

情報の取得・利用、コミュニケーションに困難を抱える視覚障がい者等が、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段その他情報を取得する手段により、円滑に情報を取得し、及び利用できるよう、次の事業を実施する。

ア. 視覚障がい者センター運営事業

視覚障がい者に対する総合的な相談支援の拠点として、平成 29 年度に設置した「視覚障がい者支援センター」について、継続して運営する。

イ. 点字図書館運営費補助金

社会福祉法人鳥取県ライトハウスが設置する点字図書館に対して運営費を助成する。

ウ. 点字・声の広報等発行事業

県が発行する広報誌等や視覚障がい者が必要とする情報の点字・録音版を作成し、視覚障がい者に提供する。

エ. 点字による即時情報ネットワーク事業

社会福祉法人日本盲人会連合から配信される最新の新聞情報等の点字版を作成し、視覚障がい者に提供する。

オ. 視覚障がい者向けパソコンリサイクル事業

パソコンをリサイクルして活用し、視覚障がい者を対象としたパソコン講座を開催する。

カ. 情報アクセス・コミュニケーション研究会

情報アクセス・コミュニケーションに困難を抱える視覚・聴覚・盲ろう・音声機能障がい者等と「情報アクセス・コミュニケーション研究会」を開催し、意見交換を行う。

2.1. 盲ろう者支援センター運営事業

(1) 平成 30 年度当初予算額 : 38,327 千円(2,510 千円増)

(2) 平成 29 年度当初予算額 : 35,817 千円

(3) 事業の概要

盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障がいのある方）が社会から孤立せず、安心して暮らすことを支援するために設置した「鳥取県盲ろう者支援センター」において、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣や専門の相談員による相談支援、生活・コミュニケーション訓練を実施する。

ア. 盲ろう者支援センター運営費

盲ろう者支援センターの運営（建物の賃借料、自動車のリース料等）

イ. 盲ろう者向け相談支援事業

盲ろう者支援センターに盲ろう者相談員を 2 名配置し、盲ろう者やその家族等に対する相談支援を行う。

ウ. 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業

厚生労働省が提示したカリキュラムに基づく研修を実施し、「盲ろう者向け通訳・介助員」を養成する。

エ. 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者のもとへ「盲ろう者向け通訳・介助員」を派遣し、意思疎通支援等を行う。

オ. 盲ろう者向け生活・コミュニケーション訓練事業

盲ろう者向けに点字・手話等のコミュニケーション訓練や家事等の生活訓練を行う。

2.2. 障がい者コミュニケーションに係るあいサポート条例推進事業

(1) 平成 30 年度当初予算額 : 4,618 千円

(2) 平成 29 年度当初予算額 : -

(3) 事業の概要

他者とのコミュニケーションに困難を抱える障がい者が、地域と繋がり、安心して豊かな生活を送ることができる共生社会を実現するため、平成 29 年 9 月に施行した「あいサポート条例（愛称）」の趣旨を踏まえ、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション支援が図られるよう、次のとおり各種事業を実施する。

ア. 障がい者の居場所づくりに対する支援

外出する機会の少ない障がい者に対し、地域住民と交流できるサロンを設置して障がい者が孤立化しないよう交流の機会を提供する取組に対し、補助を行う。

イ. 難聴者等向けコミュニケーション学習会の開催に対する支援

手話によるコミュニケーションを取ることができない、又は苦手意識を持つ難聴者や中途失聴者及びその家族を対象に、手話を含むコミュニケーション手段を楽し

みながら学ぶ学習会等を開催する取組に対して、補助を行う。

ウ. 失語症者向け意思疎通支援者に係る指導者の養成

失語症者の意思疎通を支援する者（失語症者向け意思疎通支援者）の養成に必要な「指導者」の養成及び失語症者向け意思疎通支援事業の実施に向けた環境づくりを行う。

エ. 重度心身障がい児・者のコミュニケーションに係る情報発信

障がいの特性に応じて、多種多様なかたちで行われているが、県民にあまり知られていない重度心身障がい児・者のコミュニケーションについて、事例集を作成の上、広く県民に情報発信する。

オ. 盲ろう者支援に係る検討

盲ろう者の居場所づくりなど、今後の盲ろう者支援の在り方を検討するため、当事者とともに先進地視察や意見交換会を行う。

2.3. 鳥取県障がい者アート推進事業

(1) 平成 30 年度当初予算額：105,441 千円（5,318 千円減）

(2) 平成 29 年度当初予算額：110,759 千円

(3) 事業の概要

平成 26 年度に開催した「第 14 回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会（愛称：あいサポート・アートとっとりフェスタ）」（以下「全国大会」という。）の成果を未来に引き継ぐとともに、障がい者の芸術・文化活動を引き続き支援していく。

また、平成 28 年 3 月に設立した「2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」（以下「知事連盟」という。）に加盟する都道府県と連携し、障がい者の芸術文化振興を図るとともに、全国に誇ることができる鳥取県の障がい者の舞台芸術を全国に発信する。

ア. 「あいサポート・アートインフォメーションセンター」の運営

障がい者の芸術・文化活動に関する情報発信拠点として、平成 27 年度に設置した「あいサポート・アートインフォメーションセンター」を継続的に運営する。

- ・常設展示、情報発信、相談支援、人材育成、普及啓発

イ. 「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」の設置

「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」を設置し、関係団体や市町村等と連携して障がい者の芸術・文化活動の振興方策等について検討する。

ウ. 障がい者アート活動支援事業補助金

障がい者や障がい者が所属する団体が行う芸術・文化活動に対して支援を行う。

- ・団体練習経費等補助 補助上限 20 万円×45 件
- ・個展等開催経費補助 補助上限 20 万円×35 件

エ. 「あいサポート・アートとっとり祭り」の開催

障がい者が取り組む舞台芸術活動（音楽、演劇、ダンス等）の発表と鑑賞の機会を提供するため、「あいサポート・アートとっとり祭り」（鳥取県障がい者舞台芸術祭）を開催する。

オ. 「あいサポート・アートとっとり展」の開催

障がい者が制作した芸術・文化作品（美術・文芸・マンガ）の発表と鑑賞の機会を提供するため、「あいサポート・アートとっとり展」（鳥取県障がい者芸術・文化作品展）を開催する。

※エ及びオの事業については、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会による「東京 2020 応援文化オリンピアド」の認証を目指す。

カ. 障がい者と健常者が共につくる芸術

全国大会を契機に発足した障がい者と健常者が共につくる劇団「じゆう劇場」の活動を継続支援する。平成 30 年度は新たに学校等での公演を行うことで発表機会の充実を図り、「じゆう劇場」の取組を県内外へ積極的にPRする。

※事業実施主体：鳥の劇場運営委員会（鳥取市鹿野町）

キ. 知事連盟に係る連絡調整費

知事連盟加盟都道府県との連絡調整を行う。

2.4. アルコール・薬物等依存症支援対策事業

(1) 平成 30 年度当初予算額：3,867 千円（1,007 千円増）

(2) 平成 29 年度当初予算額：2,860 千円

(3) 事業の概要

ア. 地域依存症対策推進委員会の開催

医療機関、当事者団体、相談支援機関等で構成する委員会で、本県における依存症対策の効果的な施策等を検討

イ. 精神科医等による定例相談会の開催

精神科医等による依存症に関する定例相談会の開催（西部福祉保健局で実施）。

ウ. 家族教室の開催

依存症者の家族を対象に依存症に関する学習会及び意見交換会を開催。

エ. 相談担当者研修会の開催

市町村担当課、相談事業所、地域包括支援センター等の相談担当者を対象として、アルコール・薬物依存症等に関する研修会を開催（中部・西部福祉保健局で実施）。

オ. 「アディクション・フォーラム in とっとり」の開催支援

アルコール・薬物等による健康被害の正しい普及啓発を行う目的で、様々な依存症に関する複数の自助団体が協働して開催するフォーラムに対し、その経費を助成する。

カ. 薬物依存症リハビリ施設助成モデル事業

薬物等依存症回復施設運営費の一部を助成することで薬物依存症者の社会復帰の促進を図る。

キ. 医療提供体制整備

依存症専門医が在席する精神科病院を「薬物依存症相談拠点・治療拠点機関」として指定するとともに相談支援コーディネーターを配置し、当事者や家族、かかりつけ医等に対して助言や相談対応を行う。併せて、医療機関を対象とした研修会の開催や情報発信等により、医療体制の充実及び依存症の普及啓発を行う。

ク. 依存症普及啓発リーフレットの改訂

既存の依存症普及啓発リーフレットの改訂を行う。

2.5. 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業

(1) 平成 30 年度当初予算額 : 1,729 千円 (256 千円減)

(2) 平成 29 年度当初予算額 : 1,985 千円

(3) 事業の概要

精神科病院に入院中で、地域の社会資源等の受入れ条件が整えば退院・退所可能な精神障がい者に対し、地域の福祉サービス等の資源を利用する機会を提供し、退院及び退所後の地域生活のための支援を行うことにより、精神障がい者の社会的自立を促進する。

ア. 地域移行推進会議

各圏域の保健・医療・福祉の各分野の責任者（精神科病院の管理者、市町村福祉担当課長等）が、精神障がい者の地域生活を推進するための支援体制の構築に向けて、課題を整理・検討する。

イ. 実務担当者会議

各圏域で、実務担当者（精神科病院ソーシャルワーカー、市町村福祉担当職員等）が、個別課題等の整理・検討、事例研究等を行い、支援の充実と関係者のスキルアップ、連携強化を図る。

ウ. ピアサポーターによる退院・退所支援

福祉保健局から依頼を受けて支援活動を行う。

入院中の精神障がい者に地域生活をイメージしていただくため、同行支援を行う。

地域住民等に対して当事者としての体験談発表を行う。

エ. 地域移行支援プロジェクト会議

全圏域における課題を整理する。

オ. 地域移行支援強化研修会

退院支援に携わる専門職等のスキルアップ研修会を開催する。

カ. 地域と病院との交流

精神科病院入院患者と地域住民やボランティア（地域移行推進ボランティア等）との交流

の場を提供することにより、入院患者の地域での孤立を防ぐとともに、地域に戻る意欲を高める。また、地域における精神障がいへの理解の促進を図る。

キ．地域の支援体制整備と対象者の退院に向けた支援の実施

福祉保健事務所及び各福祉保健局により、関係機関の役割調整や地域に不足する資源の調査・検討等を行う。精神障がい者に対する理解を進めるため、市町村、当事者及び家族会等と連携しながら、公民館等の人権学習の場等を通じて、精神障がい者の理解・啓発を進める。

精神科医療機関等に対して、社会的入院の解消に向けた働きかけを行う。

2.6. 精神科救急医療体制整備事業費

(1) 平成 30 年度当初予算額：59,735 千円（498 千円減）

(2) 平成 29 年度当初予算額：60,233 千円

(3) 事業の概要

夜間・休日において、緊急に医療及び保護の必要がある精神障がい者の診療・入院等に対応できる医療体制整備を行う。

ア．精神科救急医療施設事業費

圏域毎に精神科救急医療施設を指定し、輪番制による精神科救急医療体制を確保する。

（直ちに入院を要する患者を受け入れるための医師等待機料及び空床確保料）

イ．精神医療相談事業

圏域毎に精神科救急輪番病院において精神医療相談（電話・来所）体制整備に対する助成を行う。

ウ．移送体制の整備及び運営

精神保健福祉法第 34 条に基づく患者移送において、精神保健指定医の同行が必要になった際の医等体制の整備及び運営を行う。

2.7. 鳥取県精神障害者家族会連合会支援事業

(1) 平成 30 年度当初予算額：1,648 千円（48 千円増）

(2) 平成 29 年度当初予算額：1,600 千円

(3) 事業の概要

鳥取県精神障害者家族会連合会が実施する研修会、交流会等、精神障がい者に対する正しい理解・知識の普及啓発の取組に対し、必要な経費を助成し、当事者・家族の立場から実施する精神保健福祉施策の円滑な推進を図る。

2.8. てんかん対策推進事業

(1) 平成 30 年度当初予算額：2,700 千円（0 千円）

(2) 平成 29 年度当初予算額：2,700 千円

(3) 事業の概要

「てんかん」のある方への理解促進や支援の手法を学ぶための研修会等を開催するとともに、当事者の方を地域で支える体制の整備を行う。

ア. てんかんのある方の支援者等研修事業

イ. てんかん地域診療連携体制整備事業

鳥取大学医学部附属病院を「てんかん診療拠点」として指定し、てんかん診療拠点を中心とした診療ネットワークを構築する。

2.9. アルコール健康障害対策事業

(1) 平成 30 年度当初予算額：14,835 千円（1,633 千円増）

(2) 平成 29 年度当初予算額：13,202 千円

(3) 事業の概要

アルコール健康障害対策基本法及び鳥取県アルコール健康障害対策推進計画に則り、アルコール健康障害支援拠点を設置するとともに、アルコール健康障害の普及啓発やアルコール問題を抱える当事者や家族の支援体制の強化を図る。

ア. アルコール健康障害支援拠点の設置

依存症専門医が在席する精神科病院を「アルコール健康障害支援拠点」として指定するとともに支援コーディネーターを配置し、当事者や家族、かかりつけ医等に対して助言や相談対応を行う。併せて、地域で出前講座を開催し依存症の普及啓発を行う（委託先：医療福祉センター渡辺病院）。

イ. 各保健所圏域における研究会の開催

アルコールをはじめとする各種依存症に関する地域の課題を検討するための関係者会議を開催する。

ウ. 啓発フォーラムの開催

法やアルコール健康障害について、広く県民に周知するためのフォーラムを開催する。

エ. かかりつけ医等の依存症対応力向上事業

一般診療科の医療従事者を対象に依存症に関する研修を実施し、依存症への対応力向上を推進する。

オ. 研修受講

多量飲酒者の飲酒量低減に向けた教育プログラムを実施できる人材を育成するための研修に県職員が参加する。

カ. 鳥取県アルコール健康障害対策会議

学識経験者、医師、薬剤師、介護関係機関、民生委員、酒類事業者、行政機関等からなる会議を設立し、県の施策等について諮問・審査を行う。

キ. 普及啓発相談員

アルコール依存症から回復した当事者や民生委員・保護司等のうち、アルコール健康障害対策について熱意がある方を「アルコール健康障害対策普及啓発相談員」として任命し、県の機関や支援コーディネーターと協同して当事者からの相談対応や普及啓発にあたる。

ク. アルコール・薬物関連問題家族教室開催事業

アルコール・薬物関連問題で悩んでいる家族に対し、講義と話し合いの場を設ける。

3.0. 障がい者を地域で支える仕組みづくり事業

(1) 平成 30 年度当初予算額 : 7,953 千円

(2) 平成 29 年度当初予算額 : -

(3) 事業の概要

地域で障がい者を支える仕組みの構築に向けて、特に精神障がい者等に係る支援が困難な事案等への支援や、県内の関係者による協議の場の構築、地域交流による障がい者の地域受入れの促進等を進める。

ア. 精神障がい者等に関する地域支援モデル研究事業

地域での精神障がい者等の生活支援を進めていくことが必要であるが、特に支援が困難な事案については市町村においても支援のノウハウがなく対応に苦慮している。このため、特に支援が困難な事案等に対応できる体制づくりを試行的に行い、実践を通じてより良い支援の在り方を研究し、支援の方法・ノウハウ等の蓄積を図る。

事業の実施に当たり、特定の圏域をモデル圏域として実施し、その後、県内に波及させていくこととする。

(ア) 精神障がい者等に対する地域協働相談支援

精神障がい者等に係る支援が困難な事案等について、家族等へのケアも含めた地域での協働支援を家庭訪問等を通じて行う。

(イ) 地域で支える支援としてのピアカウンセリング強化

支援が困難な事案を抱える精神障がい者等の家族に対して、他の障がい者の家族がピアカウンセリング等を行う事業を実施。

(ウ) 地域で支える支援に対応した支援員の育成研修

精神障がい者等に係る支援が難しい事案等の研修 (OJT 等) により、高い対人援助スキルを学ぶ機会を提供し、将来必要となる高度な支援を行うことができる福祉人材の育成を図る。

イ. 障がい者に対応した地域で支える仕組み構築支援事業

障がい者を地域全体で支える仕組みの構築を進めるため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置するとともに国のアドバイザー等による研修、個別相談等の技術的支援を実施する。

2 子ども発達支援課

1. 医療的ケア児者受入環境整備事業

(1) 平成 30 年度当初予算額：15,089 千円(634 千円増)

(2) 平成 29 年度当初予算額：14,455 千円

(3) 事業概要

ア. 障がい児者在宅生活支援事業

障がい児者が在宅生活を送るためにニーズが高いものの、障害者総合支援法等による給付の対象とならないサービスのうち、県が定めた事業を実施する市町村に補助する。

(ア) 重症心身障がい児者等受入事業所看護師等配置助成事業

日常的に医療的ケアを要する障がい児者等を受け入れる事業所に対し看護師等配置経費及び訪問看護利用経費を補助する。

(イ) 重症心身障がい児者等受入事業所医療機器購入助成事業

日常的に医療的ケアを要する障がい児者等を受け入れる事業所に対し、医療機器等の購入に係る経費を補助する。

(ウ) 身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業

身体障害者手帳（聴覚機能障害）の交付対象とならないが、補聴器が必要な難聴児に対して、補聴器等（FM補聴システムを含む）の購入費を補助する。

(エ) 施設入所障がい児者等在宅生活支援事業

障害者支援施設等に入所している障がい児者等は、一時帰宅中は在宅サービスにかかる介護給付費等が支給されないため、利用者の負担軽減を図ることを通じて障がい児者の在宅生活の支援を行うことを目的として、一時帰宅中に在宅サービスの一部を利用する際の利用経費を補助する。

(オ) 家庭外看護師派遣支援事業

日常的に医療的ケアを要する障がい児者の家庭外活動場所の環境整備を図ることを目的として、看護師派遣に必要な経費を補助する。

(カ) エアーマットレスレンタル助成事業

褥瘡（じょくそう）予防と保護者の介助量を軽減することにより、重症心身障がい児者または神経筋疾患の障がい児者の在宅生活を支援することを目的とする。褥瘡リスクが高く、体位変換に常時介助を要する在宅の重症心身障がい児者等に、エアーマットレスのレンタル費用の助成を行う。

(キ) 重度障がい児者地域移行等推進事業

入院又は入所中等の医療的ケアを要する重度障がい児者を対象に、グループホーム等での生活の体験を通して、安心した地域移行等につなげるための支援に必

要な経費を助成することで、重度障がい児者の地域移行を促す。

(ク) 入院時付添依頼助成事業

重症心身障がい児者等の保護者が一時的に付き添いの代替を依頼する際の経費を補助し、保護者の負担を軽減する。

(ケ) 家庭内排痰補助装置助成事業

常時又は随時排痰を行うことが必要な在宅の障がい児者について、家庭内への排痰補助装置の配置経費について補助を行う。

イ. 医療的ケア児等コーディネーター養成事業

医療的ケアを要する障がい児者や重症心身障がい児等が地域で安心して生活できるよう、医療的ケアを要する障がい児者等に対する総合的な支援の調整を適切に行う人材（医療的ケア児等コーディネーター）を養成するための研修会を実施する。

ウ. 医療的ケア児等と家族のための大山リゾートキャンプ事業

大山開山 1,300 年に合わせて、医療的ケアを要する障がい児者等、難病児及びその兄弟姉妹を対象にしたキャンプを大山で開催する。キャンプを通して、社会参加や新たな出会い・成長（自立）を実感してもらうとともに、保護者の身体的負担軽減を図り、また医療的ケアを要する障がい児者等に対する県民への理解啓発の機会とする。

2. 障がい児者事業所職員等研修事業

(1) 平成 30 年度当初予算額：1,106 千円（1,078 千円減）

(2) 平成 29 年度当初予算額：2,184 千円

(3) 事業の概要

研修の企画、開催、講師等への謝金等の支払

ア. 事業所職員研修

・重症心身障がい児者事業所職員研修

事業者を対象に重症心身障がい児者についての基礎的な研修を行い、事業所での受け入れを検討してもらうとともに、支援者のスキルアップを図る。

・発達障がい児者事業所職員研修

事業者を対象には立つ障がい児者についての基礎的な研修を行い、支援者のスキルアップを図る。

・医療的ケア児事業所職員研修

事業者を対象に医療的ケア児について基礎的な研修を行い、事業所での受け入れを検討してもらうとともに、支援者のスキルアップを図る。

イ. 放課後等デイサービス支援充実研修等

・運営充実研修会

事業所の運営の充実のための研修会を実施。

- ・支援充実研修会

利用児童及び保護者への支援の充実のための研修会を実施。

- ・情報交換会

放課後等デイサービス事業所同士での意見交換や情報共有のための情報交換会を実施。

ウ．発達障がい診療協力医研修

発達障がいの専門医が地域の小児科医に対して、具体的な診療方法等を指導する。

3. 発達障がい者支援体制整備事業

(1) 平成 30 年度当初予算額 : 8,307 千円 (518 千円減)

(2) 平成 29 年度当初予算額 : 8,825 千円

(3) 事業の概要

発達障がい児者及びその家族に対し、ライフステージに応じて一貫した支援を行うため、県全体の発達障がいに係る支援施策について検討し、家族支援や人材育成などの支援体制の整備を図る。

ア．発達障がい者支援体制整備検討委員会

福祉、保健、教育、就労の関係部局、学識経験者、当事者団体、市町村等の関係者からなる検討委員会を設置し、本県の発達障がいに係る支援体制整備への指導、助言を実施。

イ．ペアレントメンターに係る事業

ペアレントメンター（信頼のおける相談相手となる先輩保護者）の活用を進め、発達障がい者の家族支援体制整備の強化を図る。

- ・普及啓発活動

相談を受けやすい体制を整え、家族への適切な支援に結び付けるとともに、相談活動の促進を図るための普及啓発活動

- ・ペアレントメンター・コーディネーター配置事業

ペアレントメンターの活動状況の把握や相談希望者とペアレントメンターを適切に結びつける判断、適切な情報提供等を行うコーディネーターを配置し、ペアレントメンターの相談を受けやすい体制を整え、家族への適切な支援に結びつける。

- ・ペアレントメンター・フォローアップ研修

ペアレントメンターに対し、相談スキルの向上等を目的とした研修の実施。

ウ．ペアレント・トレーニング普及推進事業

発達障がい児の保護者を対象としたペアレント・トレーニングを、県立療育施設や市町村等で実施できるよう、ファシリテーター養成の講習会を実施する。

エ．発達障がい者相談支援人材養成事業

思春期から青年期の発達障がい児者の相談・支援が適切にできる人材を養成するための研修を実施する。

オ. 発達障がい者地域支援マネージャー配置事業

(旧事業名 発達障がい地域生活充実事業から組み替え)

『エール』発達障がい者支援センターに「発達障がい者地域支援マネージャー」を配置し、市町村や事業所等の後方支援の充実等を図ることにより、発達障がい者の地域生活の充実と各地域における支援体制の確立を目指す。

4. 発達障がい情報発信強化事業

(1) 平成 30 年度当初予算額 : 2,030 千円 (1,679 千円減)

(2) 平成 29 年度当初予算額 : 3,709 千円

(3) 事業の概要

発達障がい児者の保護者への情報提供（医療、福祉、教育等）及び県民への発達障がいに対する理解啓発を行い、本人・保護者が地域で安心・安全に暮らせる体制を推進する。

ア. 平成 31 年度啓発イベントプロポーザル実施

平成 31 年度発達障がい啓発イベントに関するプロポーザル方式契約を実施する。

イ. イベントの実施

平成 30 年 4 月 2 日の世界自閉症啓発デー及び 4 月 2 日から 8 日の発達障害啓発週間に合わせて、建造物のブルーライトアップと啓発イベントを実施する。

5. 重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業

(1) 平成 30 年度当初予算額 : 18,576 千円 (1,334 千円減)

(2) 平成 29 年度当初予算額 : 19,910 千円

(3) 事業の概要

医療的ケアを要する重度障がい児者及び家族が、安心して地域生活を送るためには医療機関の関わりが不可欠であるため、医療機関が実施する「医療型ショートステイ（医療型短期入所・障害者総合支援法上の障害福祉サービス）」の県内の実施体制の充実を図るとともに、医療型ショートステイ利用時の利用者に対する支援の充実を図る。

ア. 医療型ショートステイを実施する医療機関への助成

医療機関が医療型ショートステイに取り組みやすい環境整備を目的として、医療機関が医療型ショートステイにより医療的ケアを要する重度障がい児者を受け入れた場合、診療報酬と医療型ショートステイの差額等を助成する。

イ. 医療型ショートステイ利用時の付添に係るヘルパーの派遣

家族がより安心して医療型ショートステイを利用できるよう、家族に代わって重度訪問介護事業所等のヘルパーが利用者につき添い、見守り等を行う経費を助成する。

6. 小児・医療的ケア児等に係る人材確保事業

(1) 平成 30 年度当初予算額 : 1,094 千円

(2) 平成 29 年度当初予算額 : -

(3) 事業の概要

医療的ケアを要する障がい児者、重症心身障がい児者を受け入れる事業所等の拡大を目的として、福祉人材を確保するため県内外でのPR、理解・啓発事業を実施する。

ア. 障害福祉サービス事業・障がい児通所支援事業等のPR

県内外からの福祉人材の確保を目的として、県内で職員採用を検討されている施設・事業所等を訪問する職場見学ツアーを実施する。

イ. ヘルパー等スキルアップ研修会の開催

医療的ケアが必要な重症心身障がい児者等を受け入れている施設・事業所等において、そのケア手法等を学ぶための研修会を開催し、介護士や生活支援員等のスキルアップを図る。

ウ. 医療的ケアを要する障がい児者に対する理解・啓発の推進

県内の看護学校で医療的ケアを要する障がい児者についての講義を実施するとともに、当該学生を対象として実際に医療的ケアを要する障がい児者が利用されている事業所等で職業体験学習を行うことで、医療的ケアを要する障がい児者に対する理解・啓発を図る。

3 スポーツ課

1. 生涯スポーツ推進事業

- (1) 平成 30 年度当初要求額 : 243 千円 (5, 129 千円減)
- (2) 平成 29 年度当初予算額 : 5, 372 千円
- (3) 一部事業を除いて他事業 (障がい者スポーツ促進事業) へ組替
- (4) 事業の概要

ア. スポーツ教室開催事業 (組替)

イ. 障がい者スポーツ指導員養成事業 (組替)

ウ. スポーツフェスティバル開催事業 (組替)

エ. タンデム自転車で走ろう! 事業 (組替)

オ. 江原道との障がい者スポーツ交流事業

韓国江原道とスポーツ交流することにより、相互理解と友好を深め本県の障がい者スポーツの一層の発展を図る。

2. 大規模スポーツ大会開催等による鳥取の魅力発信事業

- (1) 平成 30 年度当初要求額 : 3, 370 千円 (1, 094 千円増)
- (2) 平成 29 年度当初予算額 : 2, 276 千円
- (3) 事業の概要

ア. 「鳥取さわやか車いす&湖山池マラソン大会」への開催支援

障がいのある人もない人も体力に応じて参加できる「鳥取さわやか車いす&湖山池マラソン大会」の開催に係る補助を行う。

イ. 「全国ろうあ者体育大会」への開催支援 (新規)

2019 年に鳥取県で開催される第 53 回全国ろうあ者体育大会に向けた準備のための関係者視察 (第 52 回全国あろう者体育大会 in 埼玉の視察) 費を支援する。

3. 競技力向上対策事業費

- (1) 平成 30 年度当初要求額 : 0 千円 (31, 789 千円減)
- (2) 平成 29 年度当初予算額 : 31, 789 千円
- (3) 他事業 (障がい者スポーツ促進事業) へ組替
- (4) 事業の概要

ア. 個人競技の競技力向上 (組替)

イ. 団体競技の競技力向上 (組替)

ウ. 医科学サポートの実施 (組替)

エ. 県立特別支援学校運動部の強化 (組替)

オ. 次代を担うアスリートの発掘 (組替)

カ. 指導者の指導力向上（組替）

キ. 実施体制の整備（組替）

4. 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会派遣等事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：16,345 千円（6,564 千円減）

(2) 平成 29 年度当初予算額：22,909 千円

(3) 事業の概要

ア. 全国障害者スポーツ大会への鳥取県選手団の派遣

全国障害者スポーツ大会へ個人・団体・オープン競技に出場する選手を派遣する。

イ. 全国障害者スポーツ大会中四国ブロック予選大会への派遣

全国障害者スポーツ大会に出場する中四国ブロック代表チームを決定するための予選会に県代表チームを派遣する。

ウ. 全国障害者スポーツ大会中四国ブロック予選大会の派遣

車いすバスケットボール及び知的障がい者バスケットボール競技における全国障害者スポーツ大会中・四国地区予選会を開催する。

エ. 個人競技選手選考会の開催

全国障害者スポーツ大会個人競技への出場選手を決定するための選考会を開催する。

オ. オープン競技選手選考会の開催

全国障害者スポーツ大会オープン競技への出場選手を決定するための選考会を開催する。

カ. 鳥取県選手団強化練習会の開催

鳥取県代表選手の強化練習会を開催する。

5. スポーツ推進基盤運営費

(1) 平成 30 年度当初要求額：33,501 千円（2,279 千円増）

(2) 平成 29 年度当初予算額：31,222 千円

(3) 事業の概要

鳥取県障がい者スポーツ協会運営事業

県内における障がい者スポーツの普及と振興のため、鳥取県障がい者スポーツ協会の運営等に係る補助を行う。

6. 東京オリ・パラターゲット競技事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：3,518 千円（939 千円減）

(2) 平成 29 年度当初予算額：4,457 千円

(3) 事業の概要

既に国内外の競技会等で好成績を収めており東京オリンピック・パラリンピック日本代表になり得る可能性が極めて高い県内選手を対象として、合宿、遠征等に係る経費を支援する。

7. 障がい者スポーツ促進事業

(1) 平成 30 年度当初要求額 : 36,509 千円 (36,509 千円増)

(2) 平成 29 年度当初予算額 : 0 千円

(3) 事業の概要

ア. スポーツを通じた社会参画・自立支援

(ア) スポーツフェスティバル開催事業

障がいのある人もない人もともに参加できるスポーツ大会を開催し、参加者が同じ競技種目を体験し経験を共有することにより、障がい者の社会参加と県民の障がい者への理解を促進する。

(イ) 県立特別支援学校運動部の強化

県立特別支援学校の指定強化運動部の活動を支援する。

イ. スポーツを楽しむ仕掛けづくり

(ア) スポーツ教室開催事業

スポーツをしたいと思う障がい者が気軽に参加できる機会の創出のため、土日を含めた通年型のスポーツ教室を開催する。また、障がい者や施設等からの求めに応じスポーツをする場（施設、大会会場等）にスポーツ指導員を派遣し、必要な指導を行う。

(イ) タンデム自転車で走ろう！事業

障がいの有無に関わらず自転車走行を楽しむことができるよう、2人乗りタンデム自転車の乗車講習会を行うとともに、当該自転車の貸出しを行う。

ウ. アスリートの育成・支援

(ア) 個人競技の競技力向上

強化選手の国内外遠征や合宿、強化トレーニングを実施する。

(イ) 団体競技の競技力向上

強化団体競技チームの練習会や合宿を実施する。

(ウ) 医科学サポートの実施

適切な動作指導や栄養指導、アンチドーピング講習会等を実施する。

(エ) 次代を担うアスリートの発掘

理学療法士会と連携し、競技体験会や体力測定等を実施する。

エ. 推進体制の構築

(ア) 障がい者スポーツ指導員養成事業

障がいを正しく理解し、障がい者スポーツのルール等について知識・技能を

習得した初級障がい者スポーツ指導員の養成を行うとともに、資格取得者の知識・技能の維持向上のためのフォローアップ研修を行う。

(イ) 指導者の指導力向上

指導者の指導力向上のため、県外への研修派遣を実施する。指導力向上及び指導体制の充実を図る。

(ウ) 現場の声の反映

障がい者スポーツの振興に現場の声を反映させるため、障がい者、障がい者スポーツに関係する者、障がい福祉施設関係者等と意見交換会を開催する。

(エ) 実施体制の整備

障がい者アスリートの育成を支援するため、専任のスポーツ指導員を配置する。

8. 障がい者スポーツ鳥取モデル構築事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：8,000 千円

(2) 平成 29 年度当初予算額：-

(3) 事業の概要

【事業の目的・概要】

障がい特性を理解し適切なスポーツへの導入・継続支援、大会・イベント運営の支援など障がい者スポーツを支える人材を育成し、障がい者一人ひとりがスポーツを楽しみ、輝ける多様性のある共生社会の実現を図る。

【主な事業内容】

ア. 推進体制の構築

(ア) 障がい者スポーツプロデューサーの配置

ガイド人材の育成・支援を含め障がい者スポーツを促進する障がい者スポーツプロデューサーを鳥取県障がい者スポーツ協会に配置（1名）

イ. 障がい者スポーツを支える人材の育成

(ア) アドバイザーの活用

障がい者スポーツの指導実績を有する理学療法士等をアドバイザーとして人材育成事業に加え内容を充実させる。

(イ) 障がい者スポーツを支える人材の育成

スポーツ推進委員、障がい福祉施設職員、特別支援学校教員、あいサポート企業職員等を対象に障がい者スポーツのコーチング技術や障がい特性等についての研修会を開催する。

4 特別支援教育課

1. 発達障がい児童生徒等支援事業

- (1) 平成 30 年度当初予算額：11,536 千円（2,550 千円減）
- (2) 平成 29 年度当初予算額：14,086 千円
- (3) 事業の概要

発達障がいのある児童生徒等の増加に対応し、適切な指導・支援の充実が求められている。小・中・高等学校等において、一貫した支援を行うために早期からの指導・支援の充実を図るとともに、特別支援教育の総合的な推進体制の整備の充実を図るための支援を行う。

ア. 発達障がいの可能性のある児童生徒に対する教科指導法研究事業

小学校低学年における「国語科」「体育科」の実践研究を行い、取組の成果を県内へ情報発信を行うことを通して、小学校における教職員の授業力向上を図る。

【再委託先】米子市 倉吉市

イ. 【新規】通級による指導のための支援体制整備事業

通級による指導の担当教員養成に対する研修体系を構築するとともに、通級による指導担当教員に対する研修を行う。

ウ. LD 等専門研修派遣

公立学校の教員を大学に派遣し、LD 等の障がいのある児童生徒への専門的指導法等の知識を持つ教員を養成する。

派遣者数：7 名

派遣先：LD 等専門研修…鳥大地域学部 3 人、教育相談研修…鳥大医学部：4 人

エ. LD 等専門員の活動充実事業

LD 等専門員の専門性の向上を図るとともに、学校等への相談活動を充実させる。

オ. 発達障がい理解啓発事業

発達障がいのある児童生徒の認知特性に応じた ICT 機器の活用を広めるための研修会を開催する。

2. 地域で進める特別支援教育充実事業

- (1) 平成 30 年度当初予算額：5,508 千円（5,109 千円減）
- (2) 平成 29 年度当初予算額：10,617 千円
- (3) 事業の概要

インクルーシブ教育システムの構築に向けて体制整備の充実を図るために、県立特別支援学校に外部専門家を配置するなどして特別支援学校のセンター的機能を強化するとともに、市町村における一貫した支援体制の充実を図るための研修会を開催する。

ア. 特別支援学校センター的機能充実事業

特別支援学校に外部専門家（PT：理学療法士、OT：作業療法士、ST：言語聴覚士、視能訓練士）を配置し、学校教職員の専門性向上を進めるとともに、自校及び地域内の小中学校等への助言機能の向上をめざし、地域内のセンター的機能の強化を図る。（鳥盲、鳥聾、鳥養（新規）、白兔・倉吉・県立米子養護）

また、県内少数障がい種（視覚・聴覚・病弱）の特別支援学校の教職員が先進的な教育実践をしている他県の学校を視察・研修することにより専門性の向上を図る。

イ.【新規】発達障がい理解促進のための教職員研修

県内小学校を中心に、早期からの教職員が障がいのある児童に特性に応じた必要なコミュニケーションや指導支援を行うことができるよう、教職員研修を行う。

3. 特別支援学校就労促進・職場定着キャリアアップ事業

(1) 平成 30 年度当初予算額：27,043 千円（225 千円増）

(2) 平成 29 年度当初予算額：26,818 千円

(3) 事業の概要

障がいのある生徒の「働きたい」という願いや夢を実現させ、生涯にわたり社会の中で自分らしく豊かに生きるため、特別支援学校生徒の企業等への就労促進を目指した特別支援教育の充実及び関係機関と連携した支援体制の構築を計る。

ア. 就労定着支援員事業

知的障がい者等の就労に関する実務経験を有する者などを非常勤職員として 6 名配置。

イ. 就労促進セミナー事業

一般企業等に進路に向けた取組等を公開することで、特別支援教育に対する理解及び障がい者の就労促進を目指し、併せて生徒・保護者の「働きたい」「働いてほしい」という意欲を高める。

ウ. 県版特別支援学校技能検定実施事業

特別支援学校の生徒が身に付けた知識、技能、態度等を一定の基準により評価し、認定する「県版特別支援学校技能検定」を実施する。（清掃部門、喫茶部門）

エ. 職業教育スキルアップ事業

特別支援学校教員 3 名をジョブコーチセミナーに派遣し、生徒の現場実習や進路指導の質の向上を図る。

4. 特別支援学校児童生徒通学等支援事業

(1) 平成 30 年度当初予算額：41,274 千円（1,661 千円増）

(2) 平成 29 年度当初予算額：39,613 千円

(3) 事業の概要

県立特別支援学校の児童生徒の通学に対して支援する。また、将来的な社会自立を

目指すため、通学場を活用し、自力で行動できる力を養うための支援を行う。

ア. 県立特別支援学校通学支援職員配置事業

遠距離地域からでも介助があれば公共交通機関を利用して、県立特別支援学校に通学できる児童生徒を支援し、社会的自立と保護者等の負担軽減を図るため、通学支援職員を外部委託する。

イ. 市町村等が行う児童生徒通学支援に対する交付金

市町村等が行う県立特別支援学校児童生徒の通学支援事業に対し助成する。

ウ. 県立特別支援学校の通学支援を考える会の開催

県立特別支援学校の通学支援のあり方について関係者から意見を聞き、今後の通学支援の方針を検討するための参考とする。

エ. 鳥取県特別支援学校通学支援検討委員会

各校で、個々の児童生徒の実態に応じた通学支援体制の構築等について検討する。

オ. 未来につながる生活力アップ事業

生徒の将来的な社会自立を目指して、日常生活において身近に経験できる通学場を活用し、自力で行動できる力を身につけるため、短期的に通学の案内、誘導、見守りを行う自立支援員を外部委託により配置し支援する。

5. 特別支援学校における ICT 教育充実事業

(1) 平成 30 年度当初予算額 : 2,306 千円 (3,015 千円減)

(2) 平成 29 年度当初予算額 : 5,321 千円

(3) 事業の概要

ICT (情報通信技術) を活用した教育を推進することにより、障がいのある子どもたちの学びの意欲を引き出すとともに、一人一人の能力を最大限に発揮できる学習指導を展開し、将来の自立と社会参加に向けて情報通信技術を活用できる力を育てる。

ア. 知的障がいのある児童生徒の情報モラル教育推進事業

知的障がいのある児童生徒がインターネット等を適切に活用できるようにするための情報モラル教育について、専門性の高い講師を招いて教職員研修と授業実践を行う。

イ. 特別支援学校 ICT 支援員派遣事業

ICT 活用の充実を図るため、各学校の教員への機器活用支援や教材作成の支援等を民間に委託する。

6. 手話で学ぶ教育環境事業

(1) 平成 30 年度当初予算額 : 13,867 千円 (4,637 千円減)

(2) 平成 29 年度当初予算額 : 18,504 千円

(3) 事業の概要

鳥取聾学校をはじめ、ろう児が通学する学校（以下「鳥取聾学校等」という。）におけるろう児・保護者等への情報提供などの支援の充実や教職員等の手話技術の向上を図るため、手話講座の開催、手話通訳者の派遣を充実させるとともに、教職員への手話技能検定の検定料及び通信教育の受講料の助成を行う。

ア. 聴覚障がい基礎研修会の開催

初任者・転入職員対象の研修会を開催する。

イ. 手話講座の開催

鳥取聾学校教職員及び寄宿舎指導員対象の手話講座を開催する。

ウ. 聴覚障がい教育に関する専門研修会の開催

聴覚障がいに関する専門研修会を開催する。

エ. 手話講座等への参加経費の補助

教職員の手話奉仕員養成講座等への参加経費を助成する。

オ. 教職員の手話技能検定助成制度

教職員の手話検定料及び通信教育受講料を補助する。

カ. 手話通訳者の派遣

校内研修会、PTA 会議、職員会議等へ手話通訳者を派遣する。

また、学校教育でろう及び手話への理解を深めるため、手話普及コーディネーター及び手話普及支援員を配置し、ろう及び手話に関する知識・技能の習得の促進を図るとともに手話に関する教育面の環境整備の充実を図る。

ア. 手話学習教材の配付

小学校新1年生へ手話ハンドブックの作成・配布する。

イ. 手話普及コーディネーター・手話普及支援員の配置

ろう及び手話に関する普及活動及び学習教材の利用促進の活動を行う手話普及コーディネーター（東部、西部に非常勤職員各1名配置）及び手話普及支援員を配置し、学校への派遣を行う。

ウ. 聾学校幼児児童生徒との交流学習

鳥取聾学校と他校との交流学習を実施する。

エ. 鳥取聾学校教職員による出前講座の開催

幼稚園・保育所等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、その他各種団体への出前講座を開催する。

7. 共生社会をめざす文化・芸術活動支援事業

(1) 平成30年度当初予算額：2,907千円（2,549千円減）

(2) 平成29年度当初予算額：5,456千円

(3) 事業の概要

平成 26 年度に開催された「全国障がい者芸術・文化祭」及びその中で開催された「特別支援学校合同文化祭」の意義を継承し、児童生徒の自主性や主体性、自信を培うことにつながる芸術・文化活動の推進・充実を進め、健常者との交流を深めるとともに、より一層の社会参加と理解啓発を進め、共生社会の形成を図る。

8. 鳥取発！スポーツでつながる共生社会充実事業

(1) 平成 30 年度当初予算額：4,130 千円（1,271 千円減）

(2) 平成 29 年度当初予算額：5,401 千円

(3) 事業の概要

特別支援学校の体育施設を拠点として、特別支援学校の児童生徒や卒業生、地域住民等が、障がいのあるなしに関わらずスポーツの楽しさを共に味わったり、在学中の生徒と地域のスポーツクラブとをつなげたりする取組等をとおして、特別支援学校の生徒が生涯にわたって、地域の中で運動・スポーツに親しめるような共生社会の実現をめざす。

ア. 地域スポーツ充実事業

特別支援学校の体育施設を拠点とし、地域のスポーツリーダーが中心となり、児童生徒が継続的にスポーツ活動ができる仕組みづくりを行う。また、児童生徒が居住地にあるスポーツクラブに参画するための支援を行う。

イ. レッツ・プレイ・スポーツ事業

パラリンピック種目をはじめ、誰でも取り組みやすい障がい者スポーツを体験する機会を提供し、子どもたちに運動する喜びや楽しさを味わってもらうとともに、運動に親しむきっかけづくりとする。

9. 特別支援教育における専門性向上事業

(1) 平成 30 年度当初予算額：9,692 千円（3,681 千円減）

(2) 平成 29 年度当初予算額：13,373 千円

(3) 事業の概要

鳥取県の特別支援学校教職員の専門性と授業力を向上させるために、長期研修派遣や授業実践等に取り組める環境を整備し、幼児児童生徒一人一人の障がい特性と発達に応じた指導ができるようにする。

ア. 大学等長期派遣事業

各種講座・研修会、大学院や研究機関等へ計画的に派遣し、教職員の資質や指導力向上を図る。

イ. 授業力向上事業

幼児児童生徒の障がいの特性と発達のつまずきを捉え、一人一人の実態に応じた

自立活動及び教科の教育実践を行い、実践をまとめていく。

ウ. 理療科・寄宿舍充実事業

県内で設置が少数の教育資源分野（理療科・寄宿舍）について、他県や現職の専門家と連携により専門性向上を図り、教育の充実を促進する。

エ. 医療的ケア専門性向上事業

医療的ケアが必要な幼児児童生徒の教育の充実を図るため、学校看護師の手技や医療安全の専門性を高める研修や教職員の呼吸や姿勢に関する専門性を高める取組を行う。

オ. 特別支援学校教育職員免許保有率向上事業

特別支援学校教諭免許状取得のために、免許法認定講習（10 講座）の開催や放送大学受講助成を行う。

カ. 【新規】新学習指導要領の周知に係る説明会事業

県内教職員に向けた新学習指導要領説明会を実施し、教育の充実を図る。（前「特別支援教育実践・教材発信事業」）

キ. 特別支援教育に関する実践研究充実事業

鳥取聾学校を指定校として、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うための実践的な研究等に取り組む。

10. 医療的ケアの必要な児童生徒の放課後子ども教室事業

(1) 平成 30 年度当初要求額：13,464 千円

(2) 平成 29 年度当初予算額：-

(3) 事業の概要

医療的ケアの必要な児童生徒の放課後の居場所を確保するため、福祉保健部が実施を計画している放課後等デイサービス事業の体制が整うまでの 2 年間（平成 30～31 年度）の暫定措置として、鳥取養護学校において看護師を配置した放課後子ども教室を実施し、児童生徒の活動支援や保護者の負担軽減を図る。

（実施場所）鳥取養護学校生活訓練室等

（対象児童生徒）医療的ケアの必要な児童生徒のうち、放課後デイサービス等の事業が利用できない者

（参加見込児童生徒）6 名程度

（実施時間）課業日：午後 3 時から午後 5 時まで

長期休業：2 時間程度/日